

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

1 趣 旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第22条及び第27条第1項においては、事業者に対し、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講ずることを義務付けており、その内容は厚労働省令で定めることとされている。

今般、厚生労働省では、最新の知見等に基づき、トンネル建設工事における作業環境を改善するため、「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会報告書」（令和2年1月30日公表）における提言を踏まえ、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、所要の改正を行うこととする。

※ 粉じん則及び安衛則の改正に併せて、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程（昭和56年労働省告示第41号）の改正も行いますので、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（案）」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。

2 省令案の内容

（1）粉じん則関係

粉じん作業を行う坑内作業場について、以下のとおり規定すること。

- ① 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。以下同じ。）について、半月以内ごとに1回、定期的に、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定しなければならないこと。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでないこと。
- ② 事業者は、①の坑内作業場において①の測定を行うときは、当該坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならないこと。ただし、当該坑内作業場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあっては、この限りでないこと。
- ③ 事業者は、①の測定の結果に応じた換気装置の風量の増加その他の必要な措置を講じなければならないこと。
- ④ 事業者は、①の坑内作業場について③の措置を講じたときは、その効果を確認するため、厚生労働大臣の定めるところにより、当該坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定しなければならないこと。
- ⑤ 事業者は、①、②又は④の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを7年間保存しなければならないこと。
- ⑥ 事業者は、⑤の記録事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならないこと。
- ⑦ 事業者は、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、

- 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業

のいずれかに労働者を従事させる場合（臨時、短期間又は短時間の粉じん作業を行う場合であって、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させた場合を除く。）にあつては、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての①、②及び④の測定の結果（②のただし書に該当する場合には、鉱物等中の遊離けい酸含有率を含む。）に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならないこと。

（２） 安衛則関係

- ① ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、以下の事項を追加すること。
 - 換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。
 - 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
 - 呼吸用保護具の使用状況を監視すること。
- ② ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の学科講習の科目のうち、「作業環境等に関する知識」を「作業環境の改善方法等に関する知識」に改めること。

（３） その他所要の改正を行うこと。

（４） 経過措置関係

- ① 事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第10号の2の作業については、令和4年3月31日までの間は、この省令の施行の日前に改正前の安衛則（以下「旧規則」という。）別表第6に掲げる講習科目によるずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ずい道等の掘削等作業主任者を選任することができること。
- ② 事業者は、①の作業については、①の期間の経過後において、この省令の施行の日前に旧規則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であつて、令和6年3月31日までの間に法第77条第3項に規定する登録教習機関が行う講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものをずい道等の掘削等作業主任者に選任することができること。

3 根拠条文

法第14条、第27条第1項、第76条第3項、第103条第1項及び第113条

4 公布日等

公布日：令和2年6月上旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日（2（2）①は令和4年4月1日）（予定）